

i	発言者	ページ	記載箇所 大柱-中柱-小柱	意見(概要)	対応(案)	修正後の文案	担当課	備考
1	青島委員	P82	Ⅲ-3 権利擁護の推進 現状・課題 (成年後見制度)	「このことから、必要な人が適切な利用につながらないといった課題があります。」の部分以下の案を参考に修正してはどうか。 ①案「必要としている人が制度を利用できるように適切につなげていく必要があります。」 ②案「必要としている人が制度を利用できず支援を受けられない状況がある」といった課題があります」	【対応】 制度利用につながらないという趣旨ですが、御意見どおり、よりわかりやすい表現に修正します。	対象になる方の増加率に比べて、制度利用がそれほど伸びていない現状にあります。このことから、 <u>必要としている人が制度を利用できるように適切につなげていく必要があります。</u>	地域福祉課	
2	青島委員	P83	Ⅲ-3(1)② 成年後見制度の利用促進	「市民後見人を育成し、受任後も親族後見人を含めて後見事務を専門的にバックアップができる体制の強化を推進します。」の記載について ・多様な担い手の育成、拡大の観点から、社会福祉協議会等による法人後見についても言及したらどうか。(主な取組の箇所を含めて)	【意見】 ・(1)②「市民後見人の養成研修や養成後の人材の育成・活用に向けた取組を支援する」ためには、社会福祉協議会の法人後見体制の強化を図ることが必要であり、今後も併せて推進していきます。 ・施策の方向において、成年後見制度利用促進に向けた体制構築として県・市町社会福祉協議会との連携について追記します。	(施策の方向) 成年後見制度について、利用者がメリットを実感できる制度とするため、市町における成年後見制度利用促進に向けた体制構築を <u>県・市町社会福祉協議会と連携して</u> 支援します。	地域福祉課	
3	青島委員	P85	Ⅲ-3(1)① 成年後見制度の利用促進	「どの地域に住んでいても利用できるよう、市町に申立費用の助成などによる制度利用支援事業等の活用を促すほか」の記載が目的と手段が繋がっていない。 ①資力の乏しい人は助成がある市町の有無によって利用できる、できないとなるのは不合理なので利用支援事業の活用を促すという意味だと理解した。 ②利用のしやすさについて地域で差が出る後見人等への報酬助成の有無についての要綱を改善する必要がある ③利用支援事業自体は使い勝手が悪いものであることがあるので、「利用支援事業の拡充を促す」の方が分かりやすいと思う。	【対応①②】【意見③】 ・説明の趣旨は委員の御意見どおりであり、①は地域だけでなく、資力によらず利用できる旨を追記します。 ②は、「など」に含んでいますが、課題を明確にするため「後見人等への報酬の助成」を追記します。要綱改正の改善は、市町ごとの決定となるため、市町職員向け研修等の取組の中で、改善を促していくこととします。 ③ここでの記載は、(②の取組により改善された)要綱に基づき、活用を促すという趣旨となるため、現状のままとします。	①判断能力が十分でない人を法律面や生活面で支援する成年後見制度を、どの地域に住んでいても、 <u>資力の状況に関わらず</u> 利用できるよう、申立費用や <u>後見人等への報酬の助成</u> などによる制度利用支援事業等の活用を市町に促すほか、県社会福祉協議会と連携して職員の資質向上のための実務研修を実施するなど、市町への専門的な支援を行います。	地域福祉課	
4	土屋委員	P36	Ⅱ-1(1) 市町地域福祉支援計画の推進支援	本来は、地域福祉計画は市町村が主体ですが、社会福祉法の改正や盛り込むべき事項も知らない市町村が多いので、策定に関する研修会の実施やアドバイザー派遣事業等の具体的な取組を入れてはどうか。	【対応】 委員の御意見のとおり、具体的な取組内容を記載します。 ①を追記、②を修正します。	①市町の地域福祉計画の達成や地域福祉の推進に資するよう、計画策定に係る研修や先進事例の紹介等を通じ、 <u>計画の推進を支援します。</u> ②市町の地域福祉計画に基づく包括的支援体制の構築に係る取組などを支援するため、 <u>県アドバイザーの派遣や相談支援などを行います。</u>	地域福祉課	
5	土屋委員	P75	Ⅲ-2 希望や自立につながるセーフティネットの整備 施策の方向 (生活保護)	「生活保護を必要とする人に、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を促します。」の部分は、地域福祉というよりも憲法に基づく社会保障なので記載は不要かと思えます。例えば生活保護を必要としている人が速やかに申請利用できるような支援体制を構築しますなどと記載してはどうか。	【対応】 御意見どおり、県の施策が記載されるよう見直します。	(施策の方向) 生活保護を必要とする人が、 <u>速やかに利用につながるよう申請等に係る支援体制の充実に図り、</u> 健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を促します。	地域福祉課	
6	土屋委員	P76	Ⅲ-2 希望や自立につながるセーフティネットの整備 施策の方向 (ひきこもり)	県ひきこもり支援センターの設置の部分は良いと思うが、一方でひきこもり対策が進まないのは実態把握調査が行われていないからである。富士宮市の地域福祉計画では在宅障がい者とひきこもり者の実態把握調査を行うことを入れようと思っている。県としても市町に実態把握調査を働きかけることも必要である。 P80(5)①②③④の主な取組については、すべて実態把握が優先される取組である。	【意見】 県では、現状・課題に記載してあるとおり、令和元年度に市町と共同で民生委員・児童委員等を対象にしたひきこもり等に関する状況調査を実施し、調査結果については、各市町に市町別の集計データを提供して、データの分析とその活用を働きかけています。	現状どおりとする。	障害福祉課	
7	諸田委員	概要版	第1章 計画の趣旨 1 計画策定の趣旨 3行目	「ますます多様化、複雑化しています。」の部分修正してはどうか。 ⇒ ますます多様化、複雑化しています。 ※他が複合化で統一されているため	【対応】 御意見どおり、修正します。第2章で複合化、多様化という順序で説明しているため、順序も合わせます。	ますます <u>複合化、多様化</u> しています。	地域福祉課	
8	諸田委員	P10	第2章 地域福祉を取り巻く状況と課題 (参加意向)	「現在参加しており今後参加する時間を増やしたい」を修正する。 ⇒ 「現在参加しており、今後参加する時間を増やしたい」	【対応】 御意見どおり、修正します。	現在参加しており、 <u>今後参加する時間を増やしたい。</u>	地域福祉課	

i	発言者	ページ	記載箇所 大柱-中柱-小柱	意見（概要）	対応（案）	修正後の文案	担当課	備考														
9	諸田委員	P30	I-3 (2) 共生・共育のこころの学び	①「特別支援学校と幼稚園、小学校、中学校、高等学校」とあるが、保育所を入れてはどうか。	【対応】 特別支援学校幼稚園と保育園やこども園の学校間交流も行われている実績があるため、御意見どおり、修正します。それに合わせ、「児童・生徒」を「児童生徒等」と表現を変更します。	①特別支援学校と <b>保育所</b> 、幼稚園、小学校、中学校、高等学校との交流及び共同学習を進め、障害のある <b>児童生徒等</b> と障害のない <b>児童生徒等</b> が互いに支え合い、共に生きる「共生・共育」の取組を推進します。	特別支援教育課															
10	松井委員	資料1 p116	資料1 参考資料I (4) (地域福祉を取り巻く状況と課題)	①NO.10 禁忌文字 ⇒ 禁則文字 ②「再掲」の表記について、例えば「p111再掲」のように表記していただけると、ストレスなく読めます。 ③DWA Tの表記は3月公表ならば、計画は新年度のものであるので、変更してもよいのでは？	【対応①②】【意見③】 ①②について御意見どおり修正します。 ③は決定事項ではないため、原案どおりとし、名称変更の決定後、対応します。	・資料1の該当部分を修正 ・P111再掲を記載	地域福祉課															
11	松井委員	-	概要版	①「県は今回の計画のポイントをどう考えているのか。」「6年間で重点的に何を進めたいのか。」という県の思い・考えの表現がまだ弱い。 ②「改正・重点ポイント」の解説がありますが、ボリュームが少なく目立たない。 ・P1の左側の施策体系（大柱・中柱）は、2ページ目でも記載されているので、もっと割愛してポイント解説のスペースを確保して良いのではないかと考えます。 ・新や拡の意味（説明）を書いた方が読み手に伝わりやすい。 ・「これからの6年間、このような課題解決が重要と考え、このような取組を新規に提案する」「地域福祉推進のためこのようなシステムの構築や強化が必要と考え、〇〇の事業を拡充した」のようなポイント説明の方が、現場としては、重点取組項目が伝わりやすい。	【対応】 ・御意見どおり、改正・重点ポイントの趣旨は、県計画の改正ポイントがわかるように記載内容の見直しを行います。 ・概要版は、現行計画との違いだけでなく、一般の方や地域福祉分野以外の分野の方にも計画全般を理解していただく必要があるため、P2は大柱ごとの全体像をつかめるよう、現状のままとします。	・概要版を修正	地域福祉課															
12	幸田委員	P41 ほか	II-1 (8) 健康、福祉、地域活動に関する情報提供の充実 ほか	1 地域福祉を広げる ・地域福祉に関心を持てる人を一人でも多い地域にしたい。わかりやすい言葉で情報の提供、周知する努力をしてほしい（参加しやすい日時、会場の選択） ・子どもの頃からの教育が一番大切。次世代の人づくりをお願いしたい。（福祉教育の推進、人づくり） ・リーダーの養成が必要であるため、まともな役養成講座の開催などをお願いしたい。 2 民生委員の活動に期待すること ・地域で相談を受ける内容が多岐に渡る。月例会のような小単位で学習会の開催を要望したい。民生委員には住民からの信頼もあるため、地域福祉のリーダーとして自覚してほしい。 3 自治会、町内会、地区協 ・災害時にどのような活動をしているのか見えない。安心安全の見守りと確認ができる組織は自治会であると住民も理解している。共生の地域づくりに必要な連携団体の活動支援もお願いしたい。 4 その他 ・計画が完成して終わりにならないよう、県民の理解を促す説明会等をお願いしたい。	【意見】 ・II-1 (8)「健康、福祉、地域活動に関する情報提供の充実」において、県民が情報を入手しやすい環境整備等を図っていきます。 ・幼少期からの福祉体験を通じた福祉教育の推進や地域福祉に係るリーダー研修なども引き続き行うとともに、研修に係る情報の周知に努めます。 ・民生委員は毎月定例会を行い、研修や委員間の情報共有を図っています。また、県等が資質向上のための研修などを実施していますが、複合化、多様化する社会に対応できるよう今後も活動支援に努めていきます。 ・自治会等への支援については、市町を通じて引き続き連携強化を図っていきます。 ・御意見にあるとおり、本計画が策定された後も、市町、市町社会福祉協議会や各種団体等に対して、説明を行い、関係団体等と連携して計画の達成に努めていきます。	現状どおりとする。	地域福祉課															
13	古本委員	P65 ほか	III-1 包括的な支援体制構築の推進	県地域包括・在宅介護支援センター協議会として、会員等関係者に本計画の周知を図り、包括的支援体制構築に係る相談機関としての役割、権利擁護の取組、ヤングケアラーの支援として教育機関との連携強化を図ってきたい。	【意見】 ・県としても関係機関等への周知を図り、計画の達成に努めていきます。	現状どおりとする。	地域福祉課															
14	介護保険課	P101	第5章 計画の推進 (指標)	介護職員数、介護支援専門員数の指標を修正	【対応】 数値を更新します。	<table border="1"> <tr> <td>4</td> <td>介護職員数</td> <td>R1 H27</td> <td>54,310人 <del>50,000人</del></td> <td>R7</td> <td>66,889人 (集計中)</td> <td>介護 保険課</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>介護支援専門員数</td> <td>R1 H27</td> <td>5,516人 <del>5,381人</del></td> <td>R7</td> <td>6,834人 (集計中)</td> <td>介護 保険課</td> </tr> </table>	4	介護職員数	R1 H27	54,310人 <del>50,000人</del>	R7	66,889人 (集計中)	介護 保険課	4	介護支援専門員数	R1 H27	5,516人 <del>5,381人</del>	R7	6,834人 (集計中)	介護 保険課	介護保険課	
4	介護職員数	R1 H27	54,310人 <del>50,000人</del>	R7	66,889人 (集計中)	介護 保険課																
4	介護支援専門員数	R1 H27	5,516人 <del>5,381人</del>	R7	6,834人 (集計中)	介護 保険課																